

処 理	議 長		事務局長		係	
						
	処理期限	年 月 日	起案者			
	分類番号	M・02・06	完 結	年 月 日		
	保存年月	永・10・5・3・1	廃 棄	年 度		

令和8年9月9日

桑折町議会

議 長 原 賢 志 様

議員のなり手不足調査特別委員会
委 員 長 川 名 静 子



議員のなり手不足調査特別委員会報告書

令和6年第6回桑折町議会定例会（令和6年12月10日）において、本特別委員会が設置され、調査付託された事件について、このほど調査を終了しましたので、その結果を下記のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記

1. 調査事件

議員のなり手不足に関する調査について

2. 調査の目的

議員のなり手不足に関する現状と課題を調査し、今後の議会のあり方、議員活動の環境整備、議員報酬のあり方、町民との関係づくり等について検討するため。

3. 調査の経過

○第1回特別委員会 令和6年12月10日(火)

委員長及び副委員長の互選により選出した。

○第2回特別委員会 令和6年12月20日(金)

調査の進め方について協議・検討した。

○第3回特別委員会 令和7年1月23日(木)

調査のスケジュールについて協議・検討した。

○第4回特別委員会 令和7年4月8日(火)

調査のスケジュールについて協議・検討した。

○第5回特別委員会 令和7年5月13日(火)

各委員から提出されたレポートにより、本町議会と議員の現状と課題をまとめた。また、議会報告会・意見交換会に向けてアンケートを作成した。

○議会報告会・意見交換会 令和7年5月25日(日)

議会報告会・意見交換会参加者を対象にアンケート調査を行った。

○第6回特別委員会 令和7年6月24日(火)

町民アンケート結果と今後の進め方について協議・検討した。

○第7回特別委員会 令和7年7月8日(火)

議員報酬のあり方について協議・検討した。

○第8回特別委員会 令和7年8月12日(火)

総務課長の出席を求め、特別職報酬等審議会を開催する必要があるものと判断してきた理由について説明を受けた。

○第9回特別委員会 令和7年10月16日(木)

町長の出席を求め、特別職報酬等審議会が平成7年度以降開催されていない理由について説明を受けた。

また、全国町村議会議長会が示した「議員報酬シミュレーション」を活用して活動量調査を実施することを決定した。

○第10回特別委員会 令和7年11月11日(火)

「議員報酬」を除く調査課題の抽出を行った。

○第11回特別委員会 令和7年12月11日(木)

「議員報酬」を除く調査課題の抽出を行った。

○第12回特別委員会 令和8年1月13日(火)

「議員報酬」を除く調査課題の抽出を行った。

○第13回特別委員会 令和8年2月5日(木)

今後のスケジュールについて協議・検討した。

○第14回特別委員会 令和8年4月9日(木)

議員報酬シミュレーションによる活動量の調査結果について協議した。

○第 15 回特別委員会 令和 8 年 4 月 24 日(金)

長野県飯綱町元議長で地域政策塾 21 代表の寺島渉氏を講師に招き、「議員のなり手不足対策と議会改革の実践」をテーマに研修会を行った。

○第 16 回特別委員会 令和 8 年 5 月 12 日(火)

調査報告書及び町民アンケートの内容について協議・検討した。

○第 17 回特別委員会 令和 8 年 6 月 18 日(木)

調査報告書案について協議・検討した。

○町民アンケート調査 令和 8 年 7 月 1 日(水)～14 日(火)

全町民を対象としたアンケート調査を行った。

○第 18 回特別委員会 令和 8 年 7 月 28 日(火)

調査報告書案について協議・検討した。

○第 19 回特別委員会 令和 8 年 8 月 4 日(火)

調査報告書の内容について最終確認を行った。

○第 20 回特別委員会 令和 8 年 8 月 14 日(金)

調査報告書の内容について最終確認を行った。

4. 調査の結果

全国的に町村議会議員選挙における無投票や定数割れの団体が増加傾向にあり、議員のなり手不足は、地方自治及び民主主義の根幹に関わる重要な課題となっている。

本町議会においても、直近の町議会議員選挙では辛うじて「定数プラス 1」により無投票は回避されたものの、今後も同様の状況が続く保証はない。住民の多様な意見を町政に反映させ、町の最終意思決定機関としての議会機能を維持していくためには、議員のなり手不足を単なる候補者不足の問題として捉えるのではなく、議会のあり方、議員活動の環境、報酬、町民との関係、政治参加の機会などを総合的に検討する必要がある。

本特別委員会では、全国町村議会議長会が発行した「町村議会議員のなり手不足に潜む 3 つの危機」及び「議員報酬の見直しに向けたガイドブック」等を参考にしながら、本町議会の現状と課題に関する意見を各委員が提出し、協議を重ねた。

また、町民の意識を把握するため、町民アンケート調査を実施した。アンケート結果からは、若い世代、女性、多様な職業経験を持つ人材の議会参画を望む声が多く見られたほか、議会や議員活動の見える化、町民との対話、仕事との両立、議員報酬の見直しなどを求める意見が寄せられた。

本特別委員会では、これらの調査結果を踏まえ、議員のなり手不足解消のために、議会が取り組むべきこと、町全体で取り組むべきこと、国に求めるべきことを次のとおり整理した。

(1)議会が取り組むべきこと

①議会の役割と議員活動の見える化

議会の魅力や議員のやりがい住民に理解してもらうためには、議会の役割や議員活動の実態を分かりやすく伝えることが重要である。

議会は、町的意思決定機関として、条例、予算、決算、重要な契約等を審議・議決するとともに、行政運営を監視し、町民の声を政策に反映させる役割を担っている。また、議員は、本会議や委員会への出席だけでなく、地域課題の把握、町民からの相談対応、調査研究、政策提言に向けた活動など、日常的に幅広い活動を行っている。

しかし、これらの役割や活動は、町民に十分伝わっているとは言い難い。議会に対する理解を深めるためには、情報発信のあり方を見直し、議会がどのような役割を果たしているのか、また議員が日常的にどのような活動を行っているのかを、分かりやすく示していく必要がある。

今後は、議会の年間計画、会議日程、審議内容、一般質問と答弁、その後の対応状況、議員活動の内容などを、町民に分かりやすく発信していくことが求められる。

議会活動の見える化は、町民の理解を深めるだけでなく、将来、議員を志す人が議員活動の内容や役割を具体的に把握するうえでも有効である。年間の活動予定や議員活動の実態が明らかになることで、仕事や家庭との両立を検討しやすくなり、立候補への不安軽減にもつながるものと考ええる。

②情報発信の充実

本町議会では、これまでも「議会だより」や議会ホームページ等を通じて、議会活動の情報発信に努めてきた。今後も、これらの取り組みを継続しつつ、より多くの町民に議会情報が届くよう、発信方法を工夫していく必要がある。

特に、若い世代や現役世代は、紙媒体だけでは議会情報に触れる機会が限られる場合がある。そのため、議会ホームページの充実、議会中継や録画配信の活用、SNS等による情報発信、短く分かりやすい要約資料の作成など、多様な

媒体を活用した広報のあり方を検討する必要がある。

情報発信に当たっては、単に会議結果を知らせるだけでなく、議会が何を課題として捉え、どのような議論を行い、町政にどのようにつなげようとしているのかを分かりやすく伝えることが重要である。

また、議会での質疑や一般質問についても、質問と答弁の内容、その後の進捗状況を整理して発信することにより、議会活動の成果や課題が町民に伝わりやすくなるものとする。

③町民との対話機会の拡充

議員のなり手不足を解消するためには、議会が町民にとって身近な存在となることが必要である。そのためには、議会からの一方的な情報発信だけでなく、町民の声を聴き、意見交換を重ねる機会を充実させなければならない。

これまでも議会報告会や議会モニター制度などを通じて、町民との対話に取り組んできたが、今後はさらに対象や方法を広げることが求められる。各地区での意見交換会、各種団体との懇談、若者・子育て世代・働く世代を対象とした対話の場、オンラインによる意見募集など、多様な町民が参加しやすい仕組みを検討する必要がある。

町民との対話は、地域課題を把握するためだけでなく、議会の役割や議員活動の意義を伝える機会でもある。議会が町民の中に入り、町民とともに課題を考える姿勢を示すことにより、議会への理解と信頼が高まり、将来のなり手育成にもつながるものとする。

④仕事・家庭生活と両立する議会運営の検討

若い世代や現役世代など、多様な人材の参画を促すためには、仕事や家庭生活と議員活動を両立しやすい環境を整える必要がある。

現在の議会運営は、平日昼間の会議を基本としており、会社員や子育て世代、介護を担う人などにとっては、立候補や議員活動を考えるうえで大きな負担となる場合がある。議員活動には一定の時間と責任が伴うことは当然であるが、可能な範囲で負担を軽減し、活動の見通しを立てやすくする工夫が必要である。そのため、年間スケジュールの明確化、会議運営の効率化、資料のデジタル化、タブレット端末の活用などを進めることが考えられる。また、必要に応じてオンライン活用の可能性についても、議会運営上の課題を整理しながら検討していく必要がある。

これらの取り組みは、議員活動の効率化だけでなく、議会全体の機能強化にもつながるものとする。

⑤なり手の育成

議員のなり手不足を解消するには、将来の担い手を育てる視点が欠かせない。議員の仕事や議会の仕組みを知らないままでは、立候補を具体的に考えることは難しい。

本特別委員会では、先進的な取り組みを学ぶため、外部講師を招き研修会を開催した。その中で、議会自らが改革に取り組み、町民に開かれた姿勢を示すことの重要性、また、議員を志す人を育てるための継続的な取り組みの必要性を確認した。

今後は、議会の仕組みや議員の役割を学ぶセミナー、現職議員による活動紹介、議会モニター経験者との意見交換、若者や女性を対象とした政治参加の機会、子どもや若者による模擬議会などを検討する必要がある。

こうした取り組みを通じて、町政や議会に関心を持つ町民を増やし、将来、議員として町政に参画しようとする人材の育成につなげていくことが重要である。

(2)町全体で取り組むべきこと

①議員報酬額の適正化

議員のなり手不足の原因として、「やりがい」「環境」「待遇」の3条件があると考えられる。このことは全国町村議会議長会報告書「町村議会議員のなり手不足に潜む3つの危機」（令和6年3月）でも明らかである。とりわけ待遇面である議員報酬について、本町では平成7年より30年以上据え置かれている。

本特別委員会では、報酬額の算出根拠とするため、議会活動・議員活動の活動量調査を実施し、全国町村議会議長会が示す原価方式を取り入れ算出した。その結果、現報酬額は議会活動と議員活動の対価に相当する水準にないことが確認された。

次期町議会議員選挙を見据え、若年層を含めた多様な人材に参画してもらうには、環境整備の一つとして議員報酬の見直しが必要となる。

町民アンケートにおいても、現在の議員報酬では、約62%の方が少ないと回答し、若年層や現役世代、子育て世代などが議員として活動していくには十分とはいえない。また、仕事との両立、落選した場合の生活不安、選挙に要する費用や方法への不安なども、立候補をためらわせる要因として挙げられている。

このため、議員報酬の見直しについては、単に議員個人の処遇改善として捉えるのではなく、町民の多様な声を議会に反映させるための環境整備として考

える必要がある。議員報酬が十分でない場合、立候補できる人材が限られ、若い世代、会社員、子育て世代、女性などの参画が難しくなるおそれがある。

一方で、報酬を見直す場合には、議員定数のあり方、議員活動の見える化、議員の資質向上、活動内容や成果の説明責任などと併せて検討すべきであるとの意見もある。したがって、議員報酬の見直しに当たっては、町民の理解を得るため、議員活動の実態、報酬額の根拠、議会として果たすべき役割を丁寧に説明していくことが重要である。

なお、議員定数については、全国町村議会議長会報告書を参考すれば、単に財政面や報酬額との関係で判断するのではなく、議会の監視機能、政策提言機能、委員会活動、町民との対話、地域代表性などを総合的に考慮し判断すべきであり、定数と報酬は別の問題として、それぞれの理念に基づき議論されるべきものである。

本特別委員会としては、議員報酬の見直しは、議会の担い手を確保し、将来にわたり議会機能を維持していくために必要な検討課題であると考えている。

このことから、町に対しては、特別職報酬等審議会の早期開催を要望する。また、開催に当たっては、適正な報酬額の審議が行われるよう、議会活動の実情や地方議会を取り巻く現状に明るい人物を審議会委員に登用していただくと共に定期的に開催することを望む。

②町民が町政や議会に関心を持つための環境づくり

議員のなり手不足を解消するためには、議会だけでなく町全体で政治参加を支える環境づくりが必要である。

町議会選挙が選挙として行われることは、候補者が政策や考えを町民に示し、町民が町政について考える重要な機会である。無投票が続けば、町民の政治参加意識が低下し、議会への関心も薄れていくおそれがある。

町全体として、町政や議会に関心を持つ人を増やし、立候補を考える人が孤立しない環境を整える必要がある。議会、町、地域、各種団体、学校、事業所等が連携し、町民の政治参加を支える機運を高めていくことが重要である。

(3)国が取り組むべきこと

議員のなり手不足は、本町のみならず全国の町村議会に共通する課題である。小規模自治体においては、議員報酬の水準、仕事との両立、選挙に伴うリスク、退職後の生活保障などが、立候補を妨げる要因となっている。

社会保障の改善については、衆議院及び参議院の総務委員会において、地方議会における人材確保の観点を踏まえた新たな年金制度について検討を行う旨の附帯決議が可決されていることから、早急に実施されることを望む。

地方議会議員が安心して職務に取り組める環境を整えることは、地方自治を

支えるうえで重要である。国においては、地方議会に多様な人材を確保する観点から、議員の社会保障制度のあり方について必要な制度整備を進めることを求める。

(4) まとめ

昭和 30 年の合併から 70 年目の節目に、「議員のなり手不足」に関し調査できたことは、初心に戻り、議会議員としての役割を見直す良いきっかけとなった。

本特別委員会では、議員のなり手不足の原因すべてを解明するまでには至らなかったものの、委員間の協議、町民アンケート、議員報酬シミュレーション、研修会等を通じて、一定の方向性を見いだすことができた。

その方向性は、次のとおりである。

- ・議会の役割や議員活動を町民に分かりやすく伝えること。
- ・町民との対話を重ね、議会を身近なものにしていくこと。
- ・若い世代、女性、会社員など多様な人材が参画しやすい環境を整えること。
- ・議員報酬について、議員活動の実態を踏まえ、適正な水準を検討すること。
- ・町全体、さらには国の制度も含めて、なり手不足対策に取り組むこと。

「議員のなり手不足」は、議会だけの問題ではなく、今後の地方自治や民主主義にも影響を及ぼす重要な課題である。町民の多様な声を町政に反映し、将来にわたり議会の機能を維持していくためには、議会自らが改革に取り組むとともに、住民や町全体と課題を共有し、協力を得ながら取り組みを進めていく必要がある。

本特別委員会としては、今回の調査結果を踏まえ、開かれた議会、町民に信頼される議会、そして多様な人材が参画したいと思える議会を目指し、継続して議会改革に取り組むことを求め、調査報告とする。

なお、町民アンケート調査の結果は、別添資料のとおりである。